

「死亡を原因とした給付」

遺族基礎年金 未支給年金 死亡一時金・寡婦年金

業務支援ツールの使い方

死亡を原因とした給付

遺族基礎年金 お手続きガイド

- ☒ 手続きに必要な要件などのご確認
遺族基礎年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

- ☒ 年金の受取り内容のご確認
遺族基礎年金の年金額などをご確認いただきます。

☒ 年金額はいくら？

☒ いつからいつまで？

- ☒ 請求書類のご準備
請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

☒ 必要書類リスト

- ☒ 請求書類のご提出と重要事項のご確認
請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

☒ 説明事項のご確認

紫

未支給年金 お手続きガイド

- ☒ 手続きに必要な要件などのご確認
未支給年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

- ☒ 年金の受取り内容のご確認
未支給年金の受取り内容などをご確認いただきます。

- ☒ 請求書類のご準備
請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

☒ 必要書類リスト

- ☒ 請求書類のご提出と重要事項のご確認
請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

☒ 説明事項のご確認

黄緑

死亡一時金、寡婦年金 お手続きガイド

- ☒ 手続きに必要な要件などのご確認
死亡一時金、寡婦年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

- ☒ 年金の受取り内容のご確認
死亡一時金、寡婦年金の年金額などをご確認いただきます。

☐ 死亡一時金

☐ 寡婦年金

ナビゲーター
永年美結

必要書類をご理解いただくとともに、
ご準備いただきます。

- ☒ 請求書類のご提出と重要事項のご確認
請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

☒ 説明事項のご確認

グレー



死亡を原因とした給付

機能 業務	メイン ツール	サブツール					
	お手続き ガイド	相談時に使用する振り返りシート	受理時にお渡しするシート		次回までに ご用意いた だく持ち物 リスト	説明中に 使うシート	資料集
加入喪失 各種変更		相談引継 シート				任意加入 返戻防止 チェック シート	ハンド ブック
免除 納付猶予						情報整理 シート	
老齢基礎 年金		相談シート					
障害基礎 年金		初めてご相談 される方へ のご質問	窓口相談 対応票 個人情報	窓口相談 対応票 相談記録			
遺族基礎 年金		相談シート	相談シート (チェック表)				
未支給 年金		相談シート (チェック表)					
寡婦年金 死亡一時 金		寡婦 相談シート (チェック表)	死亡一時金 相談シート (チェック表)				

死亡を原因とした給付

お手続きガイド

遺族基礎年金 お手続きガイド

- ☒ 手続きに必要な要件などのご確認
遺族基礎年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

- ☒ 年金の受取り内容のご確認
遺族基礎年金の年金額などをご確認いただきます。

☒ 年金額はいくら？

☒ いつからいつまで？

- ☒ 請求書類のご準備
請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

☒ 必要書類リスト

- ☒ 請求書類のご提出と重要事項のご確認
請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

☒ 説明事項のご確認

紫

未支給年金 お手続きガイド

- ☒ 手続きに必要な要件などのご確認
未支給年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

- ☒ 年金の受取り内容のご確認
未支給年金の受取り内容などをご確認いただきます。

- ☒ 請求書類のご準備
請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

☒ 必要書類リスト

- ☒ 請求書類のご提出と重要事項のご確認
請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

☒ 説明事項のご確認

黄緑

死亡一時金、寡婦年金 お手続きガイド

- ☒ 手続きに必要な要件などのご確認
死亡一時金、寡婦年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

- ☒ 年金の受取り内容のご確認
死亡一時金、寡婦年金の年金額などをご確認いただきます。

☒ 死亡一時金

☒ 寡婦年金

- ☒ 請求書類のご準備
請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

☒ 必要書類リスト

- ☒ 請求書類のご提出と重要事項のご確認
請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

☒ 説明事項のご確認

グレー

死亡を原因とした給付

相談シート（全共通）

No. _____

【国民年金】死亡を原因とした給付 相談シート

相談日 年 月 日

1. 訪問者情報

フリガナ お名前	生年月日	年 月 日
〒	電話番号	
請求者 (あるいは 死亡者 との関係)	本人確認	

2. 死亡者情報

国民年金 番号	配属番号	あり ・ なし
フリガナ お名前	生年月日	年 月 日
〒	電話番号	

3. 請求者情報

国民年金 番号	死亡者 との関係	
フリガナ お名前	生年月日	年 月 日
〒	電話番号	

裏面に続く

20150401 A-28 1

4. 相談内容

必要に応じて、「請求順位チェックシート」を活用して整理すること。

20150401 A-28 2

5. 配偶者の方に確認します

死亡日において、次のいずれかに該当する子がい了吗か

- ☐ 18歳未満の子、または18歳に達した日（18歳誕生日の前日）以後最初の3月31日までの間にある子（未婚）
- ☐ 国民年金の障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態にある20歳未満の子（未婚）

→ 該当する場合は「死亡一時金」へ
→ 該当しない場合は「未支給年金」へ

次のいずれにも該当しますか

- ☐ 65歳未満で、夫と10年以上継続した婚姻関係（事実婚を含む）があった
- ☐ 老齢基礎年金を繰上げ受給していない

→ 該当する場合は「遺族年金」へ
→ 該当しない場合は「未支給年金」へ

6. 子の方に確認します

死亡日において、次のいずれかに該当しますか

- ☐ 18歳未満の子、または18歳に達した日（18歳誕生日の前日）以後最初の3月31日までの間にある子（未婚）
- ☐ 国民年金の障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態にある20歳未満の子（未婚）

→ 該当する場合は「死亡一時金」へ
→ 該当しない場合は「未支給年金」へ

7. 上記以外の方に確認します

次のいずれかに該当しますか

- ☐ 父母
- ☐ 孫
- ☐ 祖父母
- ☐ 兄弟姉妹

→ 該当する場合は「死亡一時金」へ
→ 該当しない場合は「未支給年金」へ

上記以外の3親等以内の親族ですか

→ 該当する場合は「未支給年金」へ

20150401 A-28 3

請求順位チェックシート

請求順位チェックシート

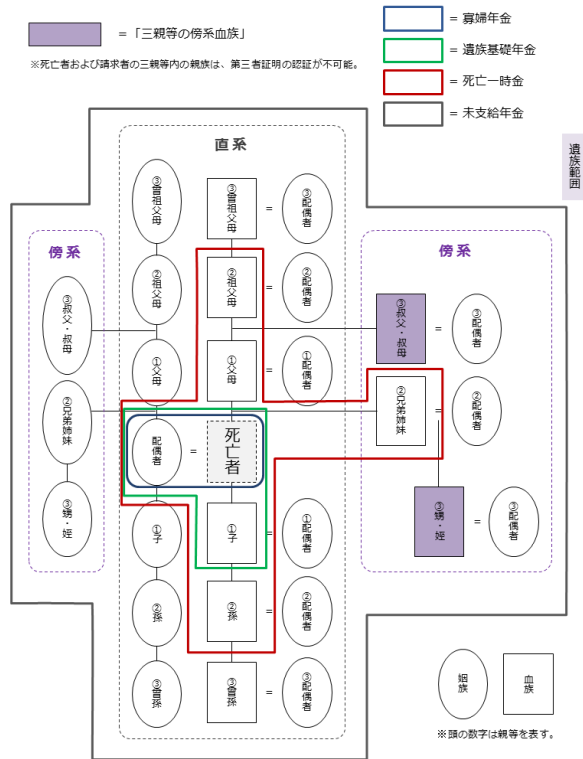
※ ① 内は、それぞれ請求の順位を表す。
※ 死亡者の配偶者は例の順位は全て第7順位。

(5) 祖父母	(7) 配偶者
(7) 祖父母	(8) 兄弟姉妹
(3) 父母	(6) 兄弟姉妹
(7) 配偶者	(7) 配偶者
(2) 子	(1) 配偶者
(4) 孫	(7) 孫

20150401 A-28 4

死亡を原因とした給付

－遺族（請求者）の範囲－



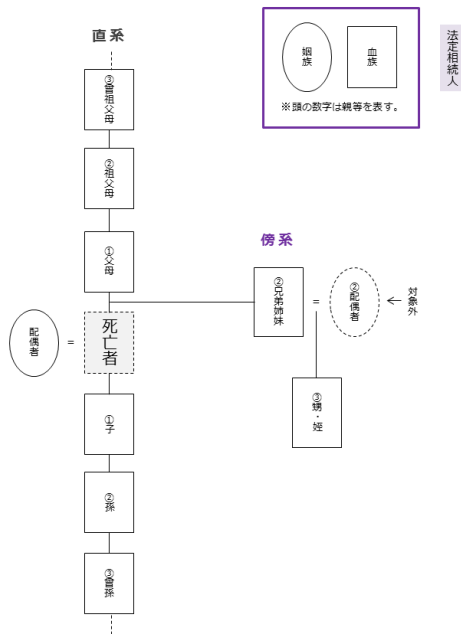
－ 法定相続人の範囲 －

※ 配偶者は常に相続人となる。

第1順位：直系卑属（父母、祖父母、曾祖父母など）

第2順位：直系尊属（子、孫、曾孫など）

第3順位：兄弟姉妹



死亡を原因とした給付

相談シート（チェック表）

遺族基礎年金 相談シート（チェック表）

1. 亡くなった方の加入していた年金制度を確認しました。

□はい
□いいえ

2. 遺族の条件を確認しました。

□はい
□いいえ

3. 亡くなった方の続柄扶養者等条件を確認しました。

- 遺族の条件を確認済であること確認しました。
□ 遺族年金の給付対象であること確認しました（日本国籍）
□ 遺族年金の給付対象であること確認しました（日本国籍）
□ 遺族年金の給付対象であること確認しました（日本国籍）
□ 遺族年金の給付対象であること確認しました（日本国籍）

4. 亡くなった方の保険料納付条件を確認しました。

- 死亡の理由について、死亡の理由が死亡の理由であること確認しました。
□ 死亡の理由が死亡の理由であること確認しました。
□ 死亡の理由が死亡の理由であること確認しました。

遺族基礎年金の給付額（死亡の理由が死亡の理由であること確認しました）
遺族基礎年金の給付額（死亡の理由が死亡の理由であること確認しました）
遺族基礎年金の給付額（死亡の理由が死亡の理由であること確認しました）

(A) = 遺族基礎年金の給付額（死亡の理由が死亡の理由であること確認しました）
+ 遺族基礎年金の給付額（死亡の理由が死亡の理由であること確認しました）
+ 遺族基礎年金の給付額（死亡の理由が死亡の理由であること確認しました）

(B) = 死亡の理由が死亡の理由であること確認しました（日本国籍）
+ 死亡の理由が死亡の理由であること確認しました（日本国籍）
+ 死亡の理由が死亡の理由であること確認しました（日本国籍）

(C) = 死亡の理由が死亡の理由であること確認しました（日本国籍）
+ 死亡の理由が死亡の理由であること確認しました（日本国籍）
+ 死亡の理由が死亡の理由であること確認しました（日本国籍）

20250401 A-20 1

5. 年金額の説明をしました。

- 年金の額を説明しました。
□ 年金の額を説明しました。
□ 年金の額を説明しました。

年金の額を説明しました（死亡の理由が死亡の理由であること確認しました）
年金の額を説明しました（死亡の理由が死亡の理由であること確認しました）
年金の額を説明しました（死亡の理由が死亡の理由であること確認しました）

年金の額を説明しました（死亡の理由が死亡の理由であること確認しました）
年金の額を説明しました（死亡の理由が死亡の理由であること確認しました）
年金の額を説明しました（死亡の理由が死亡の理由であること確認しました）

手続き開始後、約60日程度で年金証書・年金決定通知書が日本年金機構から届き、
約開始後約50日程度で遺族基礎年金を受け取ることができます。

20250401 A-20 2

未支給年金 相談シート（チェック表）

1. 亡くなった方の条件を確認しました。

- 死亡の理由が死亡の理由であること確認しました。
□ 死亡の理由が死亡の理由であること確認しました。
□ 死亡の理由が死亡の理由であること確認しました。

手続き開始後、約3～4ヶ月程度で未支給（年金・保険給付）決定通知書が
日本年金機構から届き、約開始後約50日程度で未支給年金を受け取ることができます。

20250401 A-21 1

死亡一時金 相談シート（チェック表）

1. 遺族の条件を確認しました。

- 遺族の条件を確認しました。
□ 遺族の条件を確認しました。
□ 遺族の条件を確認しました。

2. 亡くなった方の条件を確認しました。

- 遺族の条件を確認しました。
□ 遺族の条件を確認しました。
□ 遺族の条件を確認しました。

3. 亡くなった方の保険料納付条件を確認しました。

- 死亡の理由が死亡の理由であること確認しました。
□ 死亡の理由が死亡の理由であること確認しました。
□ 死亡の理由が死亡の理由であること確認しました。

給付額	死亡一時金の給付額	死亡一時金の給付額	死亡一時金の給付額	死亡一時金の給付額
死亡一時金の給付額	死亡一時金の給付額	死亡一時金の給付額	死亡一時金の給付額	死亡一時金の給付額
死亡一時金の給付額	死亡一時金の給付額	死亡一時金の給付額	死亡一時金の給付額	死亡一時金の給付額
死亡一時金の給付額	死亡一時金の給付額	死亡一時金の給付額	死亡一時金の給付額	死亡一時金の給付額
死亡一時金の給付額	死亡一時金の給付額	死亡一時金の給付額	死亡一時金の給付額	死亡一時金の給付額

4. 一時金額の説明をしました。

- 一時金額を説明しました。
□ 一時金額を説明しました。
□ 一時金額を説明しました。

手続き開始後、約100日程度で一時金決定通知書が日本年金機構から届き、
約開始後約50日程度で死亡一時金を受け取ることができます。

20250401 A-22 1

寡婦年金 相談シート（チェック表）

1. 遺族の条件を確認しました。

- 遺族の条件を確認しました。
□ 遺族の条件を確認しました。
□ 遺族の条件を確認しました。

2. 亡くなった方の条件を確認しました。

- 遺族の条件を確認しました。
□ 遺族の条件を確認しました。
□ 遺族の条件を確認しました。

3. 亡くなった方の保険料納付条件を確認しました。

- 死亡の理由が死亡の理由であること確認しました。
□ 死亡の理由が死亡の理由であること確認しました。
□ 死亡の理由が死亡の理由であること確認しました。

給付額	寡婦年金の給付額	寡婦年金の給付額	寡婦年金の給付額	寡婦年金の給付額
寡婦年金の給付額	寡婦年金の給付額	寡婦年金の給付額	寡婦年金の給付額	寡婦年金の給付額
寡婦年金の給付額	寡婦年金の給付額	寡婦年金の給付額	寡婦年金の給付額	寡婦年金の給付額
寡婦年金の給付額	寡婦年金の給付額	寡婦年金の給付額	寡婦年金の給付額	寡婦年金の給付額
寡婦年金の給付額	寡婦年金の給付額	寡婦年金の給付額	寡婦年金の給付額	寡婦年金の給付額

4. 年金額の説明をしました。

- 年金額を説明しました。
□ 年金額を説明しました。
□ 年金額を説明しました。

手続き開始後、約60日程度で年金証書・年金決定通知書が日本年金機構から届き、
約開始後約50日程度で寡婦年金を受け取ることができます。

20250401 A-23 2

遺族基礎年金

未支給年金

死亡一時金

寡婦年金

死亡を原因とした給付

説明事項のご確認

【国民年金】遺族基礎年金 説明事項のご確認

● 年金の受給要件（年金を受け取るための要件）

チェック ポイント	説明事項
☐	「子のある配偶者」・「子」に該当します。 （生計については、審査により該当と判断されない場合があります。）
☐	亡くなった方が必要な要件を満たしています。

● 年金の受取り

チェック ポイント	説明事項
☐	受け取れる年金額の説明を受けました。
☐	年金が受け取れなくなる場合の説明を受けました。
☐	年金の受取りは、受給権が発生した月の翌月分からとなります。

● 選択（年金の権利が複数ある方の手続き）

チェック ポイント	説明事項
☐	受け取る年金の決定は、年金受給権申請書提出の受付月の翌月分からとなります。

● その他

チェック ポイント	説明事項
☐	年金を受け取る権利の発生から5年を経過したときは、5年より前の期間は 時効によりお受取りできません。

上記について説明を受けました。 平成○○年○月○日

氏名

20150401 A-32

1

遺族基礎年金

【国民年金】未支給年金 説明事項のご確認

● 年金の受給要件（年金を受け取るための要件）

チェック ポイント	説明事項
☐	亡くなった方の配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・左記以外の3親等 内の親族に該当します。 （生計については、審査により該当と判断されない場合があります。）
☐	亡くなった方が必要な要件を満たしています。

● 年金の受取り

チェック ポイント	説明事項
☐	受取り内容の説明を受けました。
☐	未支給年金を受け取ることができる先順位者がいる場合には、後順位者は受け 取ることができません。
☐	同順位者の遺族が2人以上いる場合であって、そのうち1人がした死亡一時金の 請求は、全員のためにその金額についてしたものとみなされます。

上記について説明を受けました。 平成○○年○月○日

氏名

20150401 A-34

1

未支給年金

【国民年金】死亡一時金 説明事項のご確認

● 年金の受給要件（年金を受け取るための要件）

チェック ポイント	説明事項
☐	亡くなった方の配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹に該当します。 （生計については、審査により該当と判断されない場合があります。）
☐	亡くなった方が必要な要件を満たしています。

● 年金の受取り

チェック ポイント	説明事項
☐	受取り内容の説明を受けました。
☐	死亡一時金を受け取ることができる先順位者がいる場合には、後順位者は受け 取ることができません。
☐	同順位者の遺族が2人以上いる場合であって、そのうち1人がした死亡一時金の 請求は、全員のためにその金額についてしたものとみなされます。

● その他

チェック ポイント	説明事項
☐	死亡一時金を受け取る権利の発生から2年を経過したときは、時効により お受取りできません。

上記について説明を受けました。 平成○○年○月○日

氏名

20150401 A-33

1

死亡一時金

【国民年金】寡婦年金 説明事項のご確認

● 年金の受給要件（年金を受け取るための要件）

チェック ポイント	説明事項
☐	夫が亡くなった当時、夫により生計を維持していました。 （生計については、審査により該当と判断されない場合があります。）
☐	65歳未満で、夫と10年以上継続した婚姻関係（事実婚を含む）があります。
☐	老齢基礎年金を繰上げ受給していません。
☐	亡くなった方が必要な要件を満たしています。

● 年金の受取り

チェック ポイント	説明事項
☐	受け取れる年金額の説明を受けました。
☐	年金が受け取れなくなる場合の説明を受けました。
☐	年金の受取りは、受給権が発生した月の翌月分からとなります。

● その他

チェック ポイント	説明事項
☐	年金を受け取る権利の発生から5年を経過したときは、5年より前の期間は 時効によりお受取りできません。

上記について説明を受けました。 平成○○年○月○日

氏名

20150401 A-33

2

寡婦年金

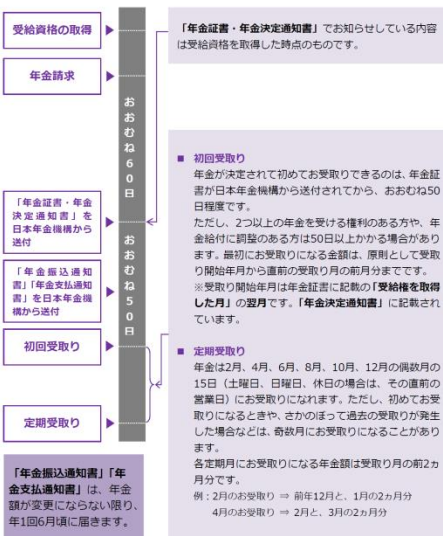
死亡を原因とした給付

遺族基礎年金のお手続きの完了について

遺族基礎年金のお手続きの完了について

1. 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。



裏面に続く

20150401 A-35

1

2. おわりに

公的年金制度は、長期にわたるため、お手続き後の生活状況の変化などにより各種のお手続きが必要となる場合があります。

次のような事例に該当したときには、市区町村窓口、または年金事務所までご連絡ください。

子のある配偶者	子
配偶者が亡くなったとき	亡くなったとき
配偶者が婚姻をしたとき	婚姻をしたとき
配偶者が養子となったとき（直系血縁または直系姻縁の養子になったときを除く）	養子となったとき（直系血縁または直系姻縁の養子になったときを除く）
子が亡くなったとき	離婚によって亡くなった方の子でなくなったとき
子が婚姻をしたとき	
子が養子になったとき（直系血縁または直系姻縁の養子になったときを除く）	18歳到達年度の末日を経過したとき（1級、2級の障害のある子は20歳に達したとき）
子が婚姻によって亡くなった方の子でなくなったとき	18歳到達年度の末日を経過後20歳未満の障害のある子が、1級、2級の障害の状態ではなくなったとき
子が18歳到達年度の末日を経過したとき（1級、2級の障害のある子は20歳に達したとき）	
18歳到達年度の末日を経過後20歳未満の障害のある子が、1級、2級の障害の状態ではなくなったとき	

- 原則としてご本人からのご連絡が必要です。
- お手元年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意のうえ、お問い合わせください。
- お手続きに際しましては、ご本人であることを確認できる書類（届出印の二重準備をお願いします）をご用意ください。また、お手続きの内容によっては、住民票・印鑑登録証明書・戸籍照（本人の公的書類をご提出した上で場合もあります）。
- 後日、日本年金機構より年金証書、年金決定通知書、パンフレット（年金を受けられる皆様へ）をお送りします。気になる点がございましたら、パンフレットをご参照ください。

ねんきんダイヤル

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1165 (一般電話)

受付時間： 日曜日 午前8:30～

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以後の開所日初日に午後

まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

問合せ先

〇〇年金事務所

所在地 ○○市・・・

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇

合合本合合本合合本合合本 招出 合合本

所在地 ○○県○○市○○○

電話機型 000-0000-0000

FAX 000-000-0000

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/>



20150401 A-35

死亡を原因とした給付

必要書類リスト

【国民年金】遺族基礎年金 必要書類リスト

1. 必ず提出・添付する書類

申請者 の 住所	お手続きに必要な書類	入手先
☐	市区町村長に提出した死亡診断書（死体検案書等）のコピーまたは死亡届の記載事項証明書 ※死亡の事実（原因）および死亡年月日の確認	—

2. 生計維持関係の書類

申請者 の 住所	お手続きに必要な書類	入手先
☐	生計同一関係に関する申立書	・当窓口 ・年金事務所
☐	事実婚関係に関する申立書	・当窓口 ・年金事務所
☐	収入に関する認定書類（ ）	—

3. その他

申請者 の 住所	お手続きに必要な書類	入手先
☐	委任状 ※請求者本人が署名押印したもの	・当窓口 ・日本年金機構
☐	窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの （運転免許証、パスポート等）	—
☐	印鑑（認め印でも可、スタンプ印は不可） ※請求者本人が自署の場合は不要	—
☐	年金受給選択申出書 ※他の年金を受け取っている場合	・当窓口 ・年金事務所
☐	年金決定請求の選定に関する申立書 ※受給権発生日の前日から5年経過後の場合に提出	・当窓口 ・年金事務所
☐	合算対象期間が確認できる書類	—
☐	年金証書 ※他の公的年金から年金を受けているときはご持参ください	—

問合せ先
年金事務所
所在地 〇〇市〇〇区〇〇番地
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【国民年金】未支給年金 必要書類リスト

月 日までに、次の書類をご提出ください。

1. 必ず提出・添付する書類

申請者 の 住所	お手続きに必要な書類	入手先
☐	未支給（年金・保険給付）請求書	・当窓口 ・日本年金機構
☐	亡くなった方の年金手帳、 基礎年金番号通知書、年金証書 ※基礎年金番号の確認	・日本年金機構
☐	請求者名義の預金通帳、貯金通帳、 キャッシュカード等 ※年金の振込先の確認 ※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要	・振込を希望する金融機関
☐	戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、 戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、 戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項 証明書）、住民票、住民票の記載事項証明書 ※亡くなった方との身分関係、もしくは親子関係を確 定できるものによる ※平成 [] 年 [] 月 [] 日以後発行の もの、かつ、年金請求書提出日の6か月以内に交付され たもの	・[] 番窓口 ・市役所出渡所
☐	住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載） ※生計同一関係、もしくは続柄の確認 ※戸籍の謄本を提出した場合は不要 ※平成 [] 年 [] 月 [] 日以後発行のもの、 かつ、年金請求書提出日の6か月以内に交付され たもの	・[] 番窓口 ・市役所出渡所
☐	亡くなった方の住民票の除票（世帯全員の住民票 に含まれている場合は不要） ※死亡日における生計同一関係の確認	・[] 番窓口 ・市役所出渡所

裏面に続く

20150401 A-38

1

【国民年金】死亡一時金 必要書類リスト

月 日までに、次の書類をご提出ください。

1. 必ず提出・添付する書類

申請者 の 住所	お手続きに必要な書類	入手先
☐	国民年金死亡一時金請求書	・当窓口 ・日本年金機構
☐	請求者本人の年金手帳、基礎年金番号通知書、 年金証書 ※基礎年金番号の確認	・日本年金機構
☐	請求者名義の預金通帳、貯金通帳、キャッシュ カード等 ※年金の振込先の確認 ※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要	・振込を希望する金融機関
☐	戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、 戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、 戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項 証明書）、住民票、住民票の記載事項証明書 ※亡くなった方との身分関係、もしくは親子関係を確 定できるものによる ※平成 [] 年 [] 月 [] 日以後発行の もの、かつ、年金請求書提出日の6か月以内に交付され たもの	・[] 番窓口 ・市役所出渡所
☐	住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載） ※生計同一関係、もしくは続柄の確認 ※戸籍の謄本を提出した場合は不要 ※平成 [] 年 [] 月 [] 日以後発行のもの、 かつ、年金請求書提出日の6か月以内に交付され たもの	・[] 番窓口 ・市役所出渡所
☐	亡くなった方の住民票の除票（世帯全員の住民票 に含まれている場合は不要） ※死亡日における生計同一関係の確認	・[] 番窓口 ・市役所出渡所

裏面に続く

20150401 A-37

1

【国民年金】寡婦年金 必要書類リスト

月 日までに、次の書類をご提出ください。

1. 必ず提出・添付する書類

申請者 の 住所	お手続きに必要な書類	入手先
☐	国民年金寡婦年金決定請求書	・当窓口 ・日本年金機構
☐	亡くなった方の年金手帳、 基礎年金番号通知書、年金証書 ※基礎年金番号の確認	・日本年金機構
☐	請求者名義の預金通帳、貯金通帳、 キャッシュカード等 ※年金の振込先の確認 ※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要	・振込を希望する金融機関
☐	戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、 戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、 戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項 証明書）、住民票、住民票の記載事項証明書 ※亡くなった方との身分関係、もしくは親子関係を確 定できるものによる ※平成 [] 年 [] 月 [] 日以後発行の もの、かつ、年金請求書提出日の6か月以内に交付され たもの	・[] 番窓口 ・市役所出渡所
☐	住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載） ※死亡日における生計維持関係 ※平成 [] 年 [] 月 [] 日以後発行の もの、かつ、年金請求書提出日の6か月以内に交付され たもの	・[] 番窓口 ・市役所出渡所
☐	亡くなった方の住民票の除票（世帯全員の住民票 に含まれている場合は不要） ※死亡日における生計同一関係の確認	・[] 番窓口 ・市役所出渡所

裏面に続く

20150401 A-37

4

遺族基礎年金

未支給年金

死亡一時金

寡婦年金

お手続きガイド（表紙）

遺族基礎年金 お手続きガイド

☒ 手続きに必要な要件などのご確認
遺族基礎年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

☒ 年金の受取り内容のご確認
遺族基礎年金の年金額などをご確認いただきます。

☒ 年金額はいくら？

☒ いつからいつまで？

☒ 請求書類のご準備
請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

☒ 必要書類リスト

☒ 請求書類のご提出と重要事項のご確認
請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

☒ 説明事項のご確認

※

お手続きカード（表紙）

遺族基礎年金 お手続きカード

☒ 手続きに必要な要件などのご確認
遺族基礎年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

☒ お手続きカードNo. 1,2,3,4,5,10,11

☒ 年金の受取り内容のご案内
遺族基礎年金の年金額などをご確認いただきます。

年金額はいくら？

☒ お手続きカードNo. 6

いつからいつまで？

☒ お手続きカードNo. 7,8,9

☒ 請求書類のご準備
請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

☒ 必要書類リスト

☒ お手続きカード

☒ 請求書等記入例

☒ 請求書類のご提出と重要事項のご確認
請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

☒ 説明事項のご確認

☒ お手続きカードNo.12



No.1-1 年金を受け取るための3つの要件

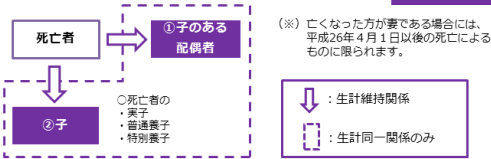
☑ 遺族の要件

死亡日において、亡くなった方によって生計を維持していた次の遺族が受け取ることができます。

① 子のある配偶者（※）

② 子

➡ 遺-No.2



☑ 亡くなった方の被保険者等要件

死亡日において、亡くなった方が次のいずれかに該当するときに、遺族が受け取ることができます。
ただし、次の1または2に該当する場合には、亡くなった方の保険料納付要件を満たす必要があります。

- 1 国民年金の被保険者である間に死亡したとき
- 2 国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき
- 3 老齢基礎年金を受け取ることができる方が死亡したとき ➡ 老-No.1
- 4 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方が死亡したとき ➡ 老-No.1

No.1-2 年金を受け取るための3つの要件

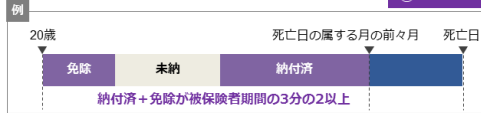
☑ 亡くなった方の保険料納付要件

3分の2以上納付（原則）

- ・死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月（注1）までに国民年金の被保険者期間があり、当該被保険者期間のうち、3分の2以上の期間、納付済が免除されていた方。

※ 納付しているとみなされるのは、保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例、若年者納付猶予を含む）の合計です。

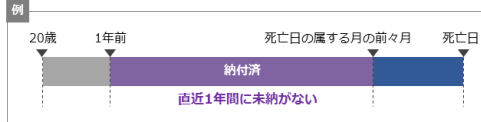
➡ 遺-No.4



（注1）死亡日が平成3年4月30日までの場合は、「死亡日の属する月の前々月まで」が「死亡日の月前における直近の基準月（1月、4月、7月、10月）の前月まで」となります。

直近1年間に未納がない（特例）

- ・死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月まで（注2）の直近の1年間に保険料の未納がない方。
- ・平成38年3月31日以前に亡くなった方。



（注2）死亡日において国民年金の被保険者でない方は、死亡日の属する月の直近の被保険者であった月までの1年間に保険料の未納がないことが必要となります。

（注3）65歳以上の特例高齢任意加入をしている被保険者が亡くなった場合には、上記要件は適用されず、「3分の2要件」のみが適用されます。



No.2-1 遺族の要件

✓ 子のある配偶者とは

死亡日において、亡くなった方によって生計を維持する配偶者が受け取ることができます。ただし、死亡日において、次のいずれかに該当する子と生計を同じくしていた必要があります。(図1)

- 18歳未満の子、または18歳に達した日(18歳誕生日の前日)以後最初の3月31日までの間にある子(未婚)

遺族要件

子のある配偶者に該当する例と留意点

- 配偶者には、亡くなった方と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 子は、亡くなった方の法律上の子(血縁関係のある実子、養子縁組した子、認知された子)に限ります。事実上の子(配偶者の連れ子であって亡くなった方と養子縁組していない子など)は、子に含まれません。(図1)
- 死亡日において胎児であった子が生まれたときは、その子は、亡くなった方によって生計を維持するものとみなされます。そして、配偶者は、死亡日において、その子と生計を同じくしていたものとみなされ、その子の出生と同時に将来に向かって受給権を取得します。

➔ 遺族の範囲



No.2-2 遺族の要件

✓ 子とは

死亡日において、亡くなった方によって生計を維持する子が受け取ることができます。子は次のいずれかに該当する必要があります。(図2)

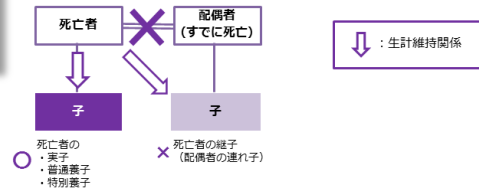
- 18歳未満の子、または18歳に達した日(18歳誕生日の前日)以後最初の3月31日までの間にある子(未婚)
- 国民年金の障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態にある20歳未満の子(未婚)

子に該当する例と留意点

- 子は、亡くなった方の法律上の子(血縁関係のある実子、養子縁組した子、認知された子)に限ります。事実上の子(配偶者の連れ子であって亡くなった方と養子縁組していない子など)は、子に含まれません。(図2)
- 死亡日において胎児であった子が生まれたときは、その子は、亡くなった方によって生計を維持するものとみなされ、出生と同時に将来に向かって遺族基礎年金を受け取ることができる「子」とされます。

➔ 遺族の範囲

(図2)



No.3-1 亡くなった方の被保険者等要件

☑ 短期要件

次のいずれかに該当する場合には、「亡くなった方の保険料納付要件」を満たしている必要があります。

⇒ 遺-No.4

- ・国民年金の被保険者である間に死亡したとき
- ・国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき

被保険者

参考1：遺族厚生年金における短期要件

亡くなった方が次のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- ・厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき
- ・厚生年金保険の被保険者である間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
- ・障害厚生年金1級または2級を受け取ることができる方が死亡したとき

遺族厚生年金を受け取る要件に該当する場合には、年金事務所が請求窓口になります。

参考2：国民年金被保険者の種類

	どんな人が？	加入の届出先は？	保険料の納付は？
第1号被保険者 (20歳以上 60歳未満)	国内居住者である ・学生 ・自営業者 ・農林漁業者 等	お住まいの市区役所 または町村役場	各自が納付
第2号被保険者 (厚生年金 被保険者)	・会社員 ・公務員 等	お勤め先で事業主が 届出	お勤め先で納付 (給料から天引き)
第3号被保険者 (20歳以上 60歳未満)	第2号被保険者に 扶養されている 配偶者	配偶者のお勤め先 経由で届出	自己負担なし (配偶者が加入する年金 制度が負担)

※なお、国民年金に任意加入する方も第1号被保険者と同じ扱いとなります。

No.3-2 亡くなった方の被保険者等要件

☑ 長期要件

⇒ 老-No.1

- ・老齢基礎年金を受け取ることができる方が死亡したとき
- ・老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方が死亡したとき

参考3：遺族厚生年金における長期要件

亡くなった方が次のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- ・老齢厚生年金を受け取ることができる方が死亡したとき
- ・老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている方が死亡したとき

遺族厚生年金を受け取る要件に該当する場合には、年金事務所が請求窓口になります。



No.4-1 亡くなった方の保険料納付要件

- 原則または特例の2つの納付要件のいずれかを満たしていることが必要となります。
- 死亡日以後**、保険料の納付や免除申請をしても、納付要件の判定の対象に入りません。
- あくまでも**死亡日の前日**における納付状況に基づき要件判定されます。

3分の2以上納付（原則）

死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間があり、当該被保険者期間のうち、**3分の2以上の画面納付済が免除**されているかを判定します。

- 納付していることとみなされるのは、保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例、若年者納付手続を含む）の合計です。

例：納付要件を満たす場合（平成24年7月20日に20歳到達）

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
H24					納	納	納	納	未	納	納	納	納
H25	未	未	納	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免
H26	免	免	免	未	未	納	納	未	未	未	未	未	納
H27	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納

※ 死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間が39ヵ月、免除・納付済が30ヵ月であり、要件を満たす。

■ 保険料納付済みの月
■ 保険料が免除された月
■ 保険料が未納の月
■ 未加入期間

No.4-2 亡くなった方の保険料納付要件

近1年間に未納がない（特例）

次のすべての要件を判定します。

- 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの**1年間**に保険料の未納がない
- 平成38年3月31日以前に死亡

65歳以上の特別前期任意加入をしている被保険者が亡くなった場合には、上記要件は適用されず、「3分の2要件」のみが適用されます。

例1：死亡日が平成3年5月1日以後の場合

平成26年	平成27年
5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9
未 未 未 納 納 納 免 免	免 納 納 納 納 納 納 未

近1年間に未納期間がない

※ 死亡日の属する月の前々月までの1年間に未納がないため、要件を満たします。

例2：平成26年11月20日に20歳に到達、平成27年9月10日に死亡した場合

平成26年	平成27年
5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9
未 未 未 納 納 納 免 免	免 免 免 納 納 納 納 未

近1年間に未納期間がない

※ 死亡日の属する月の前々月までの1年間に未納がないため、要件を満たします。

例3：死亡日が60歳以後の場合

平成26年	平成27年
5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9
未 納 納 納 納 納 免 免	免 免 免 納 納 納 納 未

近1年間に未納期間がない

※ 死亡日の属する月の前々月までの1年間に未納がないため、要件を満たします。

No.4-3 亡くなった方の保険料納付要件

保険料納付済期間

保険料納付済期間とは、保険料を納めた期間をいいます。

保険料納付済期間とは？

- 第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた期間
- 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間
- 保険料免除期間について保険料を追納した期間
- 保険料未納期間について保険料を後納した期間
- 納付済未納整合期間について保険料を特別追納した期間
- 第2号被保険者期間のうち20歳以上60歳未満の期間
- 昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金保険または船員保険の被保険者期間、共済組合等の加入期間のうち20歳以上60歳未満の期間
- 第3号被保険者期間
- 3号特例期間が2年以上上置かれた場合は、3号特例期間を行った日以後保険料納付済期間として認められた期間

No.4-4 亡くなった方の保険料納付要件

保険料免除期間

保険料免除期間とは、保険料の納付義務が免除または猶予された期間をいいます。

1. 保険料免除期間

①法定免除

法律に定められている要件に該当する方が対象となります。

➡ 細角-No.18

②申請免除

本人・世帯主・配偶者のそれぞれの**最年少所得**が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な方が対象となります。

➡ 細角-No.16

2. 納付猶予期間

①学生納付特例

本人の**最年少所得**が一定額以下の**学生**が対象となります。世帯の所得は考慮されません。

➡ 細角-No.17

②若年者納付猶予

20歳以上30歳未満の方（学生を除きます）で、**本人・配偶者のそれぞれの最年少所得**が一定額以下の方が対象となります。世帯主の所得は考慮されません。

➡ 細角-No.16

No.5-1 生計維持・同一関係とは

✓ 子のある配偶者の生計維持・同一関係の認定要件

子のある配偶者と死亡者が、死亡日において生計を同一にしており、配偶者の収入または所得が一定金額未満であることが必要です。具体的には次の要件を共に満たす必要があります。

子のある配偶者と死亡者の生計維持関係の認定要件

生計同一
要件
いずれか

- ① 死亡日において子のある配偶者が死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日において子のある配偶者が死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日において子のある配偶者と死亡者の住所が住民票上異なっていたが、子のある配偶者が次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
 - (イ) 死亡者から生活費、療養費等の経済的な援助を受けていたこと
 - (ii) 死亡者との間に定期的に通信、訪問があったこと

かつ

収入要件
いずれか

- ① 死亡日において子のある配偶者の前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあっては、前々年の収入）が年額850万円未満であったこと
- ② 死亡日において子のある配偶者の前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であったこと
- ③ 死亡日において子のある配偶者の一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記①または②に該当したとき
- ④ 前記の①、②または③に該当しないが、死亡日において子のある配偶者の定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満または所得が年額655.5万円未満となると認められたこと

No.5-2 生計維持・同一関係とは

子のある配偶者と子の生計同一関係の認定要件

生計同一
要件
いずれか

- ① 死亡日において子が子のある配偶者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日において子が子のある配偶者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日において子と子のある配偶者の住所が住民票上異なっていたが、子が次のいずれかに該当したとき
 - ア 死亡日において子のある配偶者と起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
 - (イ) 子のある配偶者から生活費、療養費等の経済的な援助を受けていたこと
 - (ii) 子のある配偶者との間に定期的に通信、訪問があったこと

事実婚関係

事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実婚関係をいい、次の要件を備えることを要するものであること

- ① 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること
- ② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること

No.5-3 生計維持・同一関係とは

✓ 子の生計維持関係の認定要件

死亡日において子と死亡者が生計を同一にしており、子の収入または所得が一定金額未満であることが必要です。具体的には次の要件を共に満たす必要があります。

生計同一
要件
いずれか

- ① 死亡日において子が死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日において子が死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日において子と死亡者の住所が住民票上異なっていたが、子が次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
 - (イ) 死亡者から生活費、療養費等の経済的な援助を受けていたこと
 - (ii) 死亡者との間に定期的に通信、訪問があったこと

かつ

収入要件
いずれか

- ① 死亡日において子の前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあっては、前々年の収入）が年額850万円未満であったこと
- ② 死亡日において子の前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であったこと
- ③ 死亡日において子の一時的な所得があったときは、これを除いた後、前記①または②に該当すること
- ④ 前記の①、②または③に該当しないが、死亡日において子の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満または所得が年額655.5万円未満となると認められたこと

No.6-1 いくら？ - 年金額の計算 -

✓ 子のある配偶者が受け取れる年金額（平成27年度の額）

基本額（年額）**780,100**円+子の加算額

※ 基本額と子の人数に応じて加算した額を受け取れます。

<子の加算額>

1人目、2人目の子：

1人につき年額224,500円（月額18,708円）

3人目以後の子：

1人につき年額74,800円（月額6,233円）

子の人数	基本額	加算額	年額（月額）
1人	780,100円	224,500円	1,004,600円（83,716円）
2人		449,000円	1,229,100円（102,425円）
3人		523,800円	1,303,900円（108,658円）
4人目以後		1人につき74,800円が加算	



※ この場合、配偶者は年間で780,100円+523,800円=1,303,900円を受け取ることができる。

No.6-2 いくら？ - 年金額の計算 -

✓ 子が受け取れる年金額（平成27年度の額）

基本額（年額）**780,100**円+子の加算額
子の人数

※ 基本額と子の人数に応じて加算した額を、年金を受ける子の数で割った額をそれぞれ受け取れます。

<子の加算額>

2人目の子：

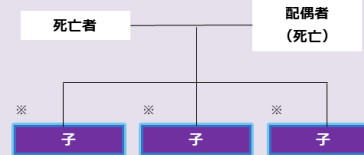
1人につき年額224,500円（月額18,708円）

3人目以後の子：

1人につき年額74,800円（月額6,233円）

子の人数	基本額	加算額	合計額	1人あたりの額（月額）
1人		0円	780,100円	780,100円（65,008円）
2人	780,100円	224,500円	1,004,600円	502,300円（41,858円）
3人		299,300円	1,079,400円	359,800円（29,983円）
4人目以後		1人につき74,800円が加算		

例2：子が3人いる配偶者が死亡したケース



※ この場合、子はそれぞれ年間で（780,100円+299,300円）÷3 = 359,800円を受け取ることができる。



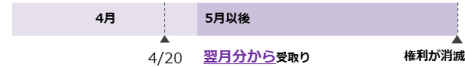
No.7-1 いつから受け取れる？

いつからいつまで受け取れるのか

⇒ 遺-No.9

亡くなった方の死亡日の属する月の翌月分から受取りが開始され、権利が消滅した月まで受け取ることができます。

例：死亡日が4月20日の場合
5月分からの受取りになります。



(注1) 支給停止が解除された場合は支給停止が解除された日の属する月の翌月分から受取りが開始され、権利が消滅した月まで受け取ることができます。

⇒ 遺-No.8

(注2) 失踪宣告がなされた場合は失踪宣告が確定した日の属する月の翌月分から受取りが開始され、権利が消滅した月まで受け取ることができます。

⇒ 遺-No.10

No.7-2 いつから受け取れる？

いつから入金されるか

<最初の入金>

- ・ 初回受取り分は、偶数月または奇数月の15日（または前営業日）に入金されます。
- ・ 最初に受け取れるのは、受取り開始月から直近の偶数月の前月分までです。

例：受給権を5月に取得し、最初の入金が9月である場合

<最初の入金>



<通常の入金>



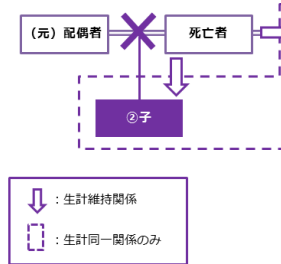
No.8-1 支給が停止される場合

✓ 子のある配偶者の支給が停止される場合とは

遺族基礎年金は、亡くなられた方の配偶者の状況の変化により、支給が停止されます。

- 1 子のある配偶者が1年以上所在不明で、その子が支給停止の申請を行ったとき
- 2 子のある配偶者が自らの意思で支給停止の申請を行ったとき（図3）
- 3 子のある配偶者が労働基準法による遺族補償を受けられるとき

（図3）死亡者の元配偶者との間に子があり、死亡者の元配偶者が自らの意思で支給停止の申請を行った場合



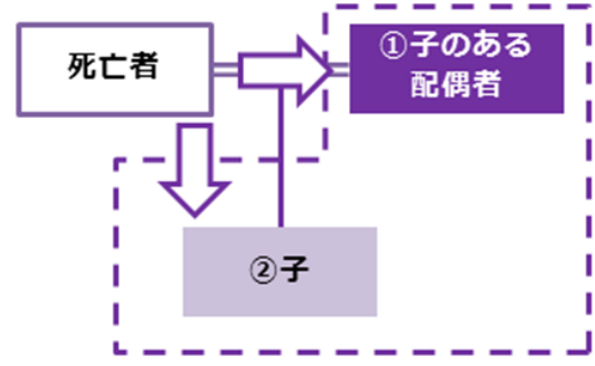
No.8-2 支給が停止される場合

✓ 子の支給が停止される場合とは

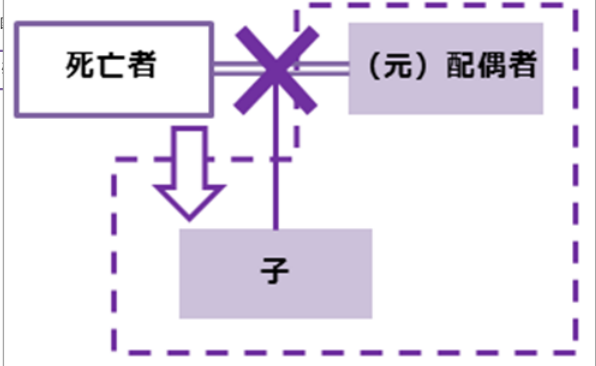
遺族基礎年金は、亡くなられた方の子の状況の変化により、支給が停止されます。

- 1 子のある配偶者が受給権者であるとき（図4）
- 2 子の父または母と生計を同一にしているとき（図5）
- 3 子が1年以上所在不明で、他の子が支給停止の申請を行ったとき
- 4 子が自らの意思で支給停止の申請を行ったとき

（図4）



（図5）



No.9-1 いつまで受け取る？



子のある配偶者

遺族基礎年金は、亡くなられた方の配偶者の状況の変化により受け取れなくなります。
また、子の状況の変化に応じて、その翌月から加算額が改定されます。

配偶者の状況



下記の状況のいずれかに該当したときは、
その翌月から年金が受け取れなくなります。

- | | |
|---|--|
| 6 | 子が養子になったとき（直系血族または直系姻族の養子になったときを除く） |
| 7 | 子が離縁によって亡くなられた方の子でなくなったとき |
| 8 | 子が18歳到達年度の末日を経過したとき（1級、2級の障害のある子は20歳に達したとき）（※） |
| 9 | 18歳到達年度の末日を経過後20歳未満の障害のある子が、1級、2級の障害の状態でなくなったとき（※） |

（※）平成9年4月1日生まれの子は、18歳到達が平成27年3月31日となるため、平成26年度が18歳到達年度となります。



子

遺族基礎年金は、亡くなられた方の子の状況の変化により受け取れなくなります。

子の状況

下記の状況のいずれかに該当したときは、
その翌月から年金が受け取れなくなります。

⋮

- | | |
|---|---|
| 1 | 亡くなられたとき |
| 2 | 婚姻をしたとき |
| 3 | 養子となったとき（直系血族または直系姻族の養子になったときを除く） |
| 4 | 離縁によって、亡くなられた方の子でなくなったとき |
| 5 | 18歳到達年度の末日を経過したとき（1級、2級の障害のある子は20歳に達したとき） |
| 6 | 18歳到達年度の末日を経過後20歳未満の障害のある子が、1級、2級の障害の状態でなくなったとき |

20歳に達したとき＝20歳誕生日の前日



No.10-1 死亡の推定と失踪宣告

☑ 死亡の推定

船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった際、ともに行方不明となった方の生死が3ヵ月間分らない場合または死亡が3ヵ月以内に明らかになり、死亡の時期が分らない場合には、その船舶または航空機が沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった日に、その方は、死亡したものと推定します。

3ヵ月

死亡推

行方不
= 要給

3ヵ月

死亡推

行方不
= 要給

※ 喪失
分ない
場合
際と



要件判定日

	死亡の推定	普通失踪	特別失踪
遺族の要件（生計維持関係含む）	行方不明日	行方不明日	
亡くなった方の被保険者等要件			
亡くなった方の保険料納付要件			
身分関係		失踪宣告日	危難が 去った日
年齢			
障害状態			

No.10-2 死亡の推定と失踪宣告

☑ 失踪宣告

普通失踪

行方不明日から7年が経過した日が死亡日とみなされます。

失踪宣告日

7年間

障害状態



No.11-1 交通事故等による死亡の場合の支給停止期間

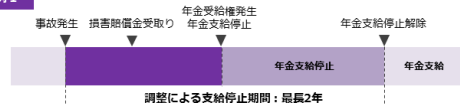
損害賠償を受けた時は、年金が一定期間受け取れなくなります。

☑ 受け取れなくなるケース

年金支給の停止は、事故発生日からです。

1. 損害賠償金受取り後に遺族基礎年金の受取りが開始した場合
支給停止期間が終了するまで支給が停止されます。

例 1



2. 遺族基礎年金の受取りが開始した後に、損害賠償金の受取りがあった場合
損害賠償金を受け取った時から支給停止期間が終わるまで年金支給が停止されます。
その後、②の額が①の額に達するまで年金額の半額が停止されます。

例 2



☑ 支給停止される金額

損害賠償金のうち、生活補償費に相当する金額のみ対象です。
慰謝料、医療費などは対象外です。

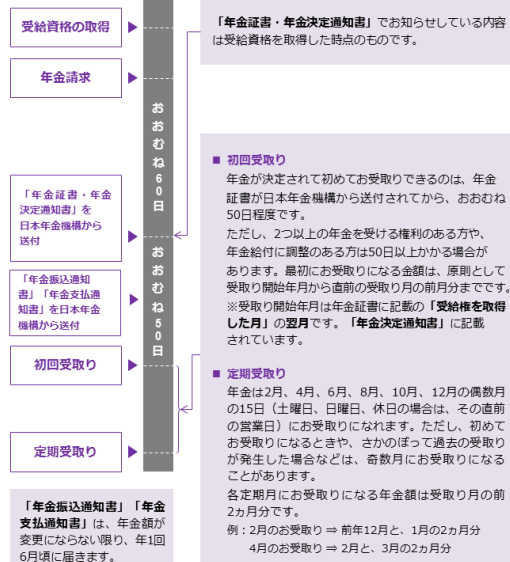
停止期間



No.12-1 請求後の流れ

✓ 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。



No.12-3 請求後の流れ

● 年金振込通知書

● 年金支払通知書

● 統合通知書

No.12-4 請求後の流れ

● 年金支払通知書

No.12-5 請求後の流れ

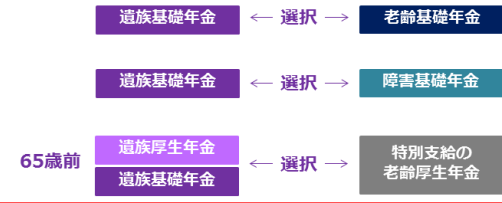
● 支給額変更通知書

No.13-1 複数の年金を受け取る権利があるとき

☒ 遺族基礎年金以外の年金を受け取る権利があるとき

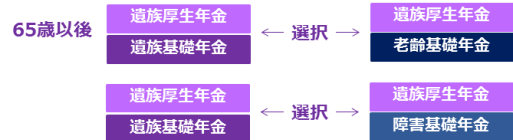
遺族基礎年金を受け取ることができる方が、老齢基礎年金や障害基礎年金などを受け取ることができる場合には、「1人1年金の原則」により、いずれか1つの年金を選択いただく必要があります。
この場合、いずれか1つの年金を選択した上で、「年金受給選択申出書」を提出してください。

(例)



なお、「遺族基礎年金と遺族厚生年金」を受けている方が、65歳以上で新たに老齢基礎年金を受けられるようになったときは、遺族基礎年金と老齢基礎年金の2つの基礎年金をあわせて受けることはできませんが、老齢基礎年金と遺族厚生年金はあわせて受けることができます。また、この特例は「障害基礎年金と障害厚生年金」を受けられる方にも適用されます。

(例)



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

必ず提出、添付するもの

- 年金請求書



- 年金手帳、年金証書または基礎年金番号通知書



＜記載がなされていた年金手帳＞ ＜記載がなされている年金手帳＞



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

必ず提出、添付するもの（残香）

- 現金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等（年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要）
- 亡くなった方の身分関係の確立書類として、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の附票（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）のいずれか
- 生計維持および相続の確立書類として、住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載）
- 亡くなった方の住民票の除票（上記、世帯全員の住民票で亡くなった方が確認できない場合のみ）
- 死亡診断書（死体検案書等）のコピーまたは死亡届の記載事項証明書

生計維持関係の書類

- 生計同一関係に関する申立書
- 事実婚関係に関する申立書
- 収入に関する認定書類

第三者に代わる書類

- 健康保険被保険者証または組合員証等 ※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険のみ）
- 給与簿または賃金の帳等 ※給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合
- 源泉徴収票または課税（所得税）証明書 ※税法上の扶養親族になっている場合
- 定期的に返済されたことのある貸付金に関する書類 ※定期的に返済がある場合

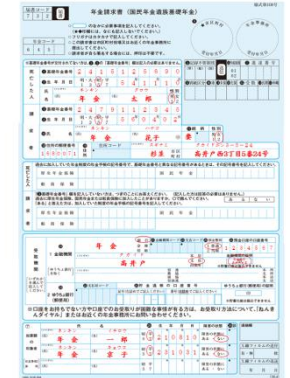
亡くなった方が第三者に代わる場合に必要な書類

- 第三者行為事項状記載
- 訴訟証明書
- 裁判所判決書の確定、示談書、自賠責保険等支払書
- 遺言書
- 遺言者に被扶養者がいる場合、扶養していたことがわかる書類

亡くなった方の子に相続がある場合に必要な書類

- 医師または法務官の診断書

年金請求書記入例



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

場合に応じて提出、添付するもの

- 生計同一関係に関する申立書

生計同一関係に関する申立書

1. 亡くなった方と、配偶者となつていたこと、または、婚姻していたことについて、その関係が成り立つことを証明する書類を添付してください。

2. 亡くなった方と、住所が世帯主上属している方がおられます。

(1) 亡くなった方と世帯主上属していること、または、婚姻していたことについて、その関係が成り立つことを証明する書類を添付してください。

(2) 上記 (1) で「はい」の場合には、亡くなった方の世帯主上属していることを証明する書類を添付してください。

(3) 上記 (1) で「いいえ」とお答えになった場合は、その関係が成り立つことを証明する書類を添付してください。

(4) 上記 (2) で「はい」の場合には、住所が世帯主上属していることを証明する書類を添付してください。

(5) 住所が世帯主上属していることがない場合は、その関係が成り立つことを証明する書類を添付してください。

請求書等記入例 - 必要書類を含む -

場合に応じて提出、添付するもの

- 事実婚関係に関する申立書

事実婚関係に関する申立書

1. 亡くなった方と、配偶者となつていたこと、または、婚姻していたことについて、その関係が成り立つことを証明する書類を添付してください。

2. 亡くなった方と、住所が世帯主上属している方がおられます。

(1) 亡くなった方と世帯主上属していること、または、婚姻していたことについて、その関係が成り立つことを証明する書類を添付してください。

(2) 上記 (1) で「はい」の場合には、住所が世帯主上属していることを証明する書類を添付してください。

(3) 上記 (1) で「いいえ」とお答えになった場合は、その関係が成り立つことを証明する書類を添付してください。

遺族基礎年金

Guide ～お手続きガイド解説～

～年齢早見表～（平成27年1月1日～12月31日）

年齢(年)	西暦(年)	年齢(年)	西暦(年)	年齢(年)	西暦(年)
大正14	1925	90	昭和30	1955	60
大正15	1926	89	昭和31	1956	59
昭和2	1927	88	昭和32	1957	58
昭和3	1928	87	昭和33	1958	57
昭和4	1929	86	昭和34	1959	56
昭和5	1930	85	昭和35	1960	55
昭和6	1931	84	昭和36	1961	54
昭和7	1932	83	昭和37	1962	53
昭和8	1933	82	昭和38	1963	52
昭和9	1934	81	昭和39	1964	51
昭和10	1935	80	昭和40	1965	50
昭和11	1936	79	昭和41	1966	49
昭和12	1937	78	昭和42	1967	48
昭和13	1938	77	昭和43	1968	47
昭和14	1939	76	昭和44	1969	46
昭和15	1940	75	昭和45	1970	45
昭和16	1941	74	昭和46	1971	44
昭和17	1942	73	昭和47	1972	43
昭和18	1943	72	昭和48	1973	42
昭和19	1944	71	昭和49	1974	41
昭和20	1945	70	昭和50	1975	40
昭和21	1946	69	昭和51	1976	39
昭和22	1947	68	昭和52	1977	38
昭和23	1948	67	昭和53	1978	37
昭和24	1949	66	昭和54	1979	36
昭和25	1950	65	昭和55	1980	35
昭和26	1951	64	昭和56	1981	34
昭和27	1952	63	昭和57	1982	33
昭和28	1953	62	昭和58	1983	32
昭和29	1954	61	昭和59	1984	31

在勤中
の
被保険者

～年齢早見表～（平成26年1月1日～12月31日）

年齢(年)	西暦(年)	年齢(年)	西暦(年)	年齢(年)	西暦(年)
大正13	1924	90	昭和29	1954	60
大正14	1925	89	昭和30	1955	59
大正15	1926	88	昭和31	1956	58
昭和2	1927	87	昭和32	1957	57
昭和3	1928	86	昭和33	1958	56
昭和4	1929	85	昭和34	1959	55
昭和5	1930	84	昭和35	1960	54
昭和6	1931	83	昭和36	1961	53
昭和7	1932	82	昭和37	1962	52
昭和8	1933	81	昭和38	1963	51
昭和9	1934	80	昭和39	1964	50
昭和10	1935	79	昭和40	1965	49
昭和11	1936	78	昭和41	1966	48
昭和12	1937	77	昭和42	1967	47
昭和13	1938	76	昭和43	1968	46
昭和14	1939	75	昭和44	1969	45
昭和15	1940	74	昭和45	1970	44
昭和16	1941	73	昭和46	1971	43
昭和17	1942	72	昭和47	1972	42
昭和18	1943	71	昭和48	1973	41
昭和19	1944	70	昭和49	1974	40
昭和20	1945	69	昭和50	1975	39
昭和21	1946	68	昭和51	1976	38
昭和22	1947	67	昭和52	1977	37
昭和23	1948	66	昭和53	1978	36
昭和24	1949	65	昭和54	1979	35
昭和25	1950	64	昭和55	1980	34
昭和26	1951	63	昭和56	1981	33
昭和27	1952	62	昭和57	1982	32
昭和28	1953	61	昭和58	1983	31

52

～年金請求窓口のご確認ほか～

☑ 年金請求窓口のご確認

お亡くなりになった方が、亡くなられた日において加入していた被保険者区分によって、年金請求窓口は以下となっております。

亡くなられた日における被保険者区分	請求窓口
第1号被保険者	当市区町村窓口
第2号被保険者	年金事務所
第3号被保険者	年金事務所
未加入者（60歳以上65歳未満）	年金事務所

☑ 年金のご相談

問い合わせ先	電話番号 (FAX番号)	受付時間
〇〇年金事務所	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
街角の年金相談センター	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
ねんきんダイヤル	0570-05-1165	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
〇〇市区町村窓口	00-0000-0000 (00-0000-0000)	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時

20130520 A-25

55

～年金請求窓口のご確認ほか～

☑ 国民年金被保険者の種類

国民年金被保険者の種類は職業などによって3種類あり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が異なります。

	どんな人？	加入の届出先？	保険料の納付は？
第1号被保険者 (20歳以上 60歳未満)	国内居住者である ・学生 ・自営業者 ・農林漁業者 等	お住まいの市区役所 または町村役場	自分で納付
第2号被保険者	・会社員 ・公務員 等	お勤め先で事業主が 届出	お勤め先で納付 (給料から天引き)
第3号被保険者 (20歳以上 60歳未満)	第2号被保険者に 扶養されている 配偶者	配偶者のお勤め先 届出	自己負担なし (配偶者が加入する年金 制度に併用)

※なお、国民年金に任意加入する方も第1号被保険者と同じ扱いとなります。

☎ 番No.10

20130401 A-25

56

20130401 A-25

51

お手続きガイド（表紙）

未支給年金 お手続きガイド

- ☒ 手続きに必要な要件などのご確認
未支給年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。
- ☒ 年金の受取り内容のご確認
未支給年金の受取り内容などをご確認いただきます。
- ☒ 請求書類のご準備
請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。
[必要書類リスト](#)
- ☒ 請求書類のご提出と重要事項のご確認
請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。
[説明事項のご確認](#)

免録

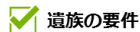
お手続きカード（表紙）

未支給年金 お手続きカード

- ☒ 手続きに必要な要件などのご確認
未支給年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。
[お手続きカードNo.1](#)
- ☒ 年金の受取り内容のご案内
未支給年金の受取り内容などをご確認いただきます。
[お手続きカードNo.2](#)
- ☒ 請求書類のご準備
請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。
[必要書類リスト](#) [お手続きカード](#) [請求書等記入例](#)
- ☒ 請求書類のご提出と重要事項のご確認
請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。
[説明事項のご確認](#) [お手続きカードNo.3](#)



No.1-1 年金を受け取るための要件



遺族の要件

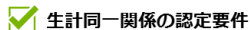
受取要件



順位	遺族
1	配偶者
2	子
3	父母
4	孫
5	祖父母
6	兄弟姉妹
7	上記以外の 3親等内の親族

- 未支給年金を受ける順位は、1～7の順です。未支給年金を受け取ることができる先順位者がいる場合には、後順位者は受け取ることができません。
- 未支給年金を受けるべき同順位の遺族が2人以上いる場合であって、そのうち1人がした未支給年金の請求は、全員のためにその全額についてしたものとみなされます。
- 遺族の年齢制限はありません。
- 該当する遺族がいない場合は、「死亡届」のみ提出ください。

No.1-2 年金を受け取るための要件



生計同一関係の認定要件

者と住民票上同一世帯に属していた
者と住民票上世帯を異にしていた
であったとき
者の住所が住民票上異なっていた
したとき
消費生活上の家計を一つにして
病気療養等の止むを得ない事情に
なっていたが、次のような事実が
消滅したときは、起居を共にし、
つにしたと認められるとき
対して、または死亡者からAに
、療養費等の経済的な援助が
と
定期的に音信、訪問があったこと
とはその他の3親等内の親族
者と住民票上同一世帯に属していた
者と住民票上世帯を異にしていた
であったとき
者の住所が住民票上異なっていた
したとき
消費生活上の家計を一つにして
、または死亡者からBに対して、生
て生計の基盤となる経済的な援助が
れるとき



No.2-1 受取り内容

✓ 亡くなった方が年金を受け取っていた場合

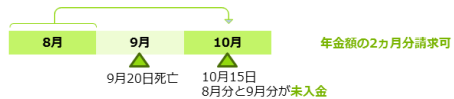
亡くなった方が受け取っていた年金額や亡くなった時期などにより、受け取れる年金額が異なります。

受取内容

例1：偶数月に亡くなった場合



例2：奇数月に亡くなった場合



年金受給者が亡くなった場合には、市区町村窓口や日本年金機構への死亡届などの提出のほか、**金融機関へのお手続きも必要**となります。

No.2-2 受取り内容

✓ 亡くなった方が年金を請求していなかった場合

亡くなった方が年金を請求していなかった場合には、以下の年金を受け取ることができる可能性があります。
この場合には、未支給年金の請求とあわせて、亡くなった方の年金請求のお手続きも必要となります。

1. 老齢基礎年金

国民年金保険料を25年以上納付した方などが65歳から受け取ることができる年金です。

➡ 老齢

2. 障害基礎年金

国民年金に加入中に初診日がある病気・けがが原因で障がい者になったときに受け取ることができる年金です。

➡ 障害

3. 遺族基礎年金

一定の要件を満たした方が亡くなった場合に、遺族が受け取ることができる年金です。

➡ 遺族

4. 寡婦年金

一定の要件を満たした夫が死亡した場合、10年以上婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む）のあった妻が、60歳以上65歳未満の間で受け取ることができる国民年金独自の年金です。

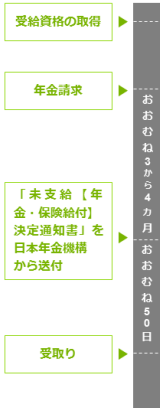
➡ 寡婦



No.3-1 請求後の流れ

✓ 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。なお、受給要件に該当しなかった場合には「不該当通知書」が送付されます。



■ 受取り
年金が決定されてお受取りできるのは、通知書が送付されてからおおむね50日程度です。

受け取れる年金額は「未支給【年金・保険給付】決定通知書」で確認できます。

No.3-2 請求後の流れ

● 未支給【年金・保険給付】決定通知書

The image shows a sample of the 'Unpaid Pension/Insurance Benefit Decision Notice' form. It includes a header with the Japan Pension Service logo and title, followed by a table for personal information (Name, Address, etc.). The main body contains detailed text explaining the decision and the amount of the unpaid pension/insurance benefit. There is a section for '受取人' (Recipient) and a '印本' (Stamp) area at the bottom right.



Guide ～お手順ガイド解説～

請求書等記入例 - 必要書類を含む -

必ず提出・添付するもの

- 未支給【年金・保険給付】請求書
- 亡くなった方の年金手帳、年金証書または基礎年金番号通知書



＜以前交付されていた年金半額＞ ＜現在交付している年金半額＞



- 現金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等（請求票に金融機関の証明を受けた場合は不要）
- 亡くなった方の身分関係の確認書類として、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）
戸籍の原本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記事事項証明書（戸籍の一部事項証明書）のいずれか
- 生計同一および続柄の確認書類として、住民票（世帯全員、本籍地・続柄記載）
- 亡くなった方の住民票の除票（上記、世帯全員の住民票で亡くなった方が確認できない場合のみ）

20150612 A-27

請求書等記入例 - 必要書類を含む -

生活同一関係の否認

- 生計同一関係に関する申立書
- 事実婚関係に関する申立書

第三者証明に代わる書類

- 健康保険被保険者または組合員証等 ※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）
- 給与または賃金台帳等 ※給与・計算上、扶養手当等の対象になっている場合
- 源泉徴収票または課税（非課税）証明書 ※税法上の扶養準拠になっている場合
- 定期的に送金されていることとのわかる現金封筒または預貯金通帳等 ※定期的に送金がある場合

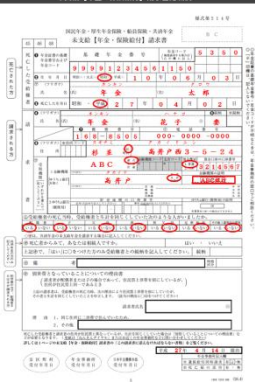
子の情

- 委任状 ※請求者本人が署名押印したもの
- 窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの ※運転免許証、パスポート等
- 印鑑（認め印でも可、スタンプ印は不可） ※請求者本人が自署の場合は不要

20150401 A-23

請求書等記入例 - 必要書類を含む -

未支給【年金・保険給付】請求書記載例



20150401 A-27

 請求書

1. CSB-

7

1

 $(1) \mathbb{C} \subset$

(2) 15%

1

1

856

7

103

20150401 A-27

様式第 515 の 1

国民年金・厚生年金保険・船舶保険・共済年金
年金受給権者死亡届(報告書)(副)

B C

○この記入上の注意は、必ず読んでおく。記入しないうちに、年金事務所の窓口へご相談ください。

死にました方	→	死亡した受給権者	● 年金証書の基礎年金番号および年金コード (基礎年金番号記入) (右の欄に記入)											
→	死にました方	● 生年月日 明記※・大正※・昭和※・平成※ 年 月 日												
→	死にました方	氏名 (フリガナ) (氏) (姓)												
→	死にました方	死亡した年月日 昭和・平成 年 月 日												
→	死にました方	居氏名 (フリガナ) (氏) (姓)												
→	死にました方	出者 未支給有無 (フリガナ) 居住区別コード 住所 市区町村												

○ 未支給の年金・保険給付を請求できない方は、死亡届(報告書)「正」と「副」のみ記入してください。

○ 死亡届のみを提出される方の届付書類

1. 死亡した受給権者の死亡の事実を明らかにすることができる書類
(住民票コードが収録されている方については不要です)

・住民票除票

・戸籍抄本

・死亡診断書(コピー可)

などのうち、いずれかの書類

2. 死亡した受給権者の年金証書
年金証書を添付できない場合は、その事由によって以下の項目に○印を記入してください。

(事由)

ア、 離れました。	()	年 月 日
イ、 足切りされました。今後見つけた場合は必ず発表します。	()	
ウ、 その他	()	

④ 備考

平成 年 月 日提出
年金事務所記入欄
※ 建築給付同時請求 [有] (A) : 無
※ 未支給請求 [有]・無

市区町村
受付年月日

年金事務所
受付年月日

日本年金機構本部
受付年月日

4

1302-1018-004 (25/2)

- 年齢早見表 - (平成27年1月1日～12月31日)

昭和(年)	西暦(年)	年齢	昭和(年)	西暦(年)	年齢	昭和(年)	西暦(年)	年齢
大正14	1925	90	昭和30	1955	60	昭和60	1985	30
大正15/昭和元	1926	89	昭和31	1956	59	昭和61	1986	29
昭和2	1927	88	昭和32	1957	58	昭和62	1987	28
昭和3	1928	87	昭和33	1958	57	昭和63	1988	27
昭和4	1929	86	昭和34	1959	56	昭和64/平成元	1989	26
昭和5	1930	85	昭和35	1960	55	平成2	1990	25
昭和6	1931	84	昭和36	1961	54	平成3	1991	24
昭和7	1932	83	昭和37	1962	53	平成4	1992	23
昭和8	1933	82	昭和38	1963	52	平成5	1993	22
昭和9	1934	81	昭和39	1964	51	平成6	1994	21
昭和10	1935	80	昭和40	1965	50	平成7	1995	20
昭和11	1936	79	昭和41	1966	49	平成8	1996	19
昭和12	1937	78	昭和42	1967	48	平成9	1997	18
昭和13	1938	77	昭和43	1968	47	平成10	1998	17
昭和14	1939	76	昭和44	1969	46	平成11	1999	16
昭和15	1940	75	昭和45	1970	45	平成12	2000	15
昭和16	1941	74	昭和46	1971	44	平成13	2001	14
昭和17	1942	73	昭和47	1972	43	平成14	2002	13
昭和18	1943	72	昭和48	1973	42	平成15	2003	12
昭和19	1944	71	昭和49	1974	41	平成16	2004	11
昭和20	1945	70	昭和50	1975	40	平成17	2005	10
昭和21	1946	69	昭和51	1976	39	平成18	2006	9
昭和22	1947	68	昭和52	1977	38	平成19	2007	8
昭和23	1948	67	昭和53	1978	37	平成20	2008	7
昭和24	1949	66	昭和54	1979	36	平成21	2009	6
昭和25	1950	65	昭和55	1980	35	平成22	2010	5
昭和26	1951	64	昭和56	1981	34	平成23	2011	4
昭和27	1952	63	昭和57	1982	33	平成24	2012	3
昭和28	1953	62	昭和58	1983	32	平成25	2013	2
昭和29	1954	61	昭和59	1984	31	平成26	2014	1

年齢早見表

- 年金請求窓口のご確認ほか -

✓ 年金請求窓口のご確認

お亡くなりになった方が、受け取っていた年金の種類によって、年金請求窓口は以下のようになっています。

亡くなられた方が受給していた年金の種類	請求窓口
老齢基礎年金	年金事務所
障害基礎年金	当市区町村窓口
遺族基礎年金	当市区町村窓口
寡婦年金	当市区町村窓口

✓ 年金のご相談

問い合わせ先	電話番号 (FAX番号)	受付時間
〇〇年金事務所	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
街角の年金相談センター	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
ねんきんダイヤル	0570-05-1165	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
〇〇市区町村窓口	00-0000-0000 (00-0000-0000)	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時

窓口



お手続きガイド（表紙）

お手続きカード（表紙）

死亡一時金、寡婦年金
お

No.1-1 死亡一時金を受け取るための3つの要件

☒ **遺族の要件**
 死亡日において、亡くなった方と生計を同じくしていた次の遺族に限られています。
 死亡一時金、寡婦年金の年金額などをご確認いただけます。

No.6-1 寡婦年金を受け取るための3つの要件

☒ **遺族の要件**
 請求書類のご提出と重要事項のご確認
 請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項について
 ご確認いただけます。

死亡一時金、寡婦年金
カード

死亡一時金 3要件
 1, 2, 4, 6, 7, 8, 11, 12

寡婦年金
 請求書類No. 3
 請求書類No. 9, 10



No.1-1 死亡一時金を受け取るための3つの要件

☒ 遺族の要件

死亡日において、亡くなった方と生計を同じくしていた次の遺族に限られています。

※ 遺族基礎年金を受け取るための要件を満たしている遺族がいる場合には、死亡一時金を受け取ることができません。

順位	遺族
1	配偶者
2	子
3	父母
4	孫
5	祖父母
6	兄弟姉妹

・死亡一時金を受ける順位は、1～6の順です。死亡一時金を受け取ることができる先順位者がいる場合には、後順位者は受け取ることができません。

・死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が2人以上いる場合であって、そのうち1人がした死亡一時金の請求は、全員のためにその全額についてしたものとみなされます。

☒ 亡くなった方の要件

亡くなった方が遺族基礎年金または障害基礎年金を受給していた場合

死亡一時金

3要件

No.1-2 死亡一時金を受け取るための3つの要件

☒ 亡くなった方の保険料納付要件

死亡日の前日において、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間にかかる保険料納付済月数などの合計が36ヵ月以上ある方。

$$\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{納付済月数} \\ (\ast 1) \end{array} + \begin{array}{c} \text{4分の1} \\ \text{納付月数} \\ (\ast 2) \end{array} \times \frac{1}{4} + \begin{array}{c} \text{半額} \\ \text{納付月数} \\ (\ast 2) \end{array} \times \frac{1}{2} + \begin{array}{c} \text{4分の3} \\ \text{納付月数} \\ (\ast 2) \end{array} \times \frac{3}{4} \geq 36 \text{ヵ月}$$

- ※1 保険料を納めた月数をいいます。
- 第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた月数
 - 国民年金に任意加入して保険料を納めた月数
 - 保険料免除期間について保険料を追納した月数
 - 保険料未納期間について保険料を後納した月数
 - 時効消滅不整合期間について保険料を特例追納した月数

- ※2 保険料の納付を一部免除された期間のうち、保険料を納めた月数をいいます。

➡ 加免-No.16

※ 原則として、亡くなった日の翌日から2年を超えると時効により受け取ることができません。

※ 寡婦年金と死亡一時金の両方を受け取るための要件を満たしている場合は、受け取る方の選択によって、どちらか片方のみを受け取ることができます。



No.2-1 生計同一関係とは

☑ 生計同一関係の認定要件

死亡一時金

生計同一

1. Aが配偶者または子

生計同一
要件
いずれか

- ① 死亡日においてAが死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日においてAが死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日においてAと死亡者の住所が住民票上異なっていたが、次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
 - (i) Aが死亡者より、または死亡者がAより、生活費、療養費等の経済的な援助を受けていたこと
 - (ii) 死亡者との間に定期的に音信、訪問があったこと

2. Bが父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

生計同一
要件
いずれか

- ① 死亡日においてBが死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日においてBが死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日においてBと死亡者の住所が住民票上異なっていたが、次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ Bから死亡者に対して、または死亡者からBに対して、生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていたと認められるとき



No.3-1 いくら? - 死亡一時金額の計算 -

 受け取れる金額 (平成27年度の額)

死亡一時金

保険料を納めた月数	金額
36ヵ月以上180ヵ月未満	120,000円
180ヵ月以上240ヵ月未満	145,000円
240ヵ月以上300ヵ月未満	170,000円
300ヵ月以上360ヵ月未満	220,000円
360ヵ月以上420ヵ月未満	270,000円
420ヵ月以上	320,000円

※ 付加保険料を36ヵ月以上納めていた方は、上記に8,500円が加算されます。

No.3-2 いくら? - 死亡一時金額の計算 -

☒ 保険料を納めた月数とは

死亡一時金

以下の計算式で算定される月数です。

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{保険料} & & & & & & \\
 \text{納付月数} & + & \text{4分の1} & + & \text{半額} & + & \text{4分の3} \\
 (\text{※1}) & & \text{納付月数} & & \text{納付月数} & & \text{納付月数} \\
 & & (\text{※2}) & & (\text{※2}) & & (\text{※2}) \\
 & & \times 1/4 & & \times 1/2 & & \times 3/4
 \end{array}$$

※1 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者期間について保険料を納めた月数をいいます。

- ・ 第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた月数
- ・ 国民年金に任意加入して保険料を納めた月数
- ・ 保険料免除期間について保険料を追納した月数
- ・ 保険料未納期間について保険料を追納した月数
- ・ 時効消滅不整合期間について保険料を特例追納した月数

※2 保険料の納付を一部免除された期間のうち、保険料を納めた月数をいいます。

 加免-No.16

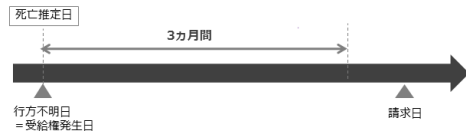

No.4-1 死亡の推定と失踪宣告

☑ 死亡の推定

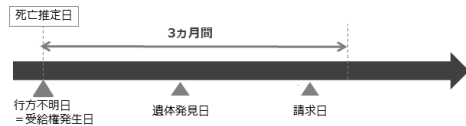
死亡一時金

船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明等となった際、ともに行方不明となった方の生死が3ヵ月間分らない場合または死亡が3ヵ月以内に明らかになり、死亡の時期が分らない場合には、その船舶または航空機が沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった日に、その方は、死亡したものと推定します。

3ヵ月間生死が分らない場合



3ヵ月以内に死亡が明らかになったが、死亡の時期が分らない場合



※ 東日本大震災により行方不明となった際、行方不明となった方の生死が3ヵ月間分らない場合または死亡が3ヵ月以内に明らかになり、死亡の時期が分らない場合には、船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった際と同様に取り扱います。

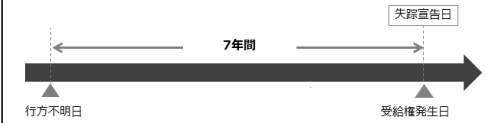
No.4-2 死亡の推定と失踪宣告

☑ 失踪宣告

死亡一時金

普通失踪

行方不明日から7年が経過した日が死亡日とみなされます。



特別失踪

特別失踪（船舶、航空機、東日本大震災は除く）に該当する場合は、危難が去った日が死亡日とみなされます。



☑ 要件判定日

	死亡の推定	普通失踪	特別失踪
亡くなった方の保険料納付要件	行方不明日	行方不明日	
生計同一関係		失踪宣告日	危難が去った日
身分関係			

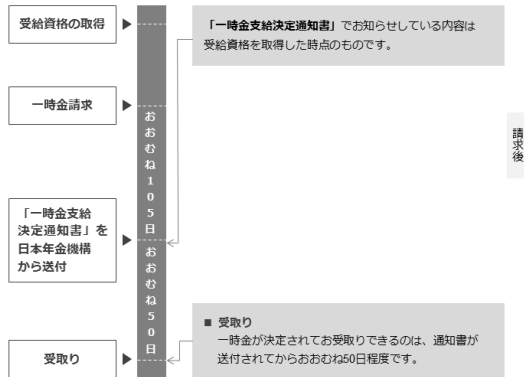


No.5-1 請求後の流れ

☑ 一時金の決定と受取り

死亡一時金

一時金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、一時金を受け取れます。



No.5-2 請求後の流れ

● 一時金支給決定通知書

平成 年 月 日

様

厚生労働大臣 印

見本

国民年金死亡一時金の支給額のお知らせ
(支給決定通知書)

あなたから請求のありました国民年金死亡一時金については次のとおり決定し、支給することとしましたので通知します。

死亡者氏名

死亡者の基礎年金番号

死亡一時金支給額

この通知に不備があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で、日本年金機構（地方厚生局内）に審査請求ができます。また、その決定に不備があるときは、決定書の謄本を提出された日の翌日から起算して60日以内に国民年金基金（厚生労働省）に審査請求ができます。なお、この決定の取消または、審査請求の最終期限は、通知を受けた日から起算して、60日以内です。審査請求があった日から30日を経過しても取消しないときは、決定が確定することになります。審査請求がなかったときは、その給付請求の権利は、失効することになります。この通知は、最終の決定を受けた日の翌日から起算して60日以内に、請求を撤回（日本年金機構）として廃止できます。ただし、原則として最終の日から1年を経過すると取り消すことができません。



No.6-1 寡婦年金を受け取るための3つの要件

☒ 遺族の要件

妻

(以下のすべてを満たす方)

- 1 夫が死亡した当時、夫により生計を維持していた
- 2 夫が死亡した当時、65歳未満で、夫と10年以上継続した婚姻関係（事実婚を含む）があった
- 3 老齢基礎年金を繰上げ受給していない

・「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

事実婚関係

事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活が営まれていること、次の要件を備えることを要するものであること

- ① 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認める意思があること
- ② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認める事実があること

寡婦年金

No.6-2 寡婦年金を受け取るための3つの要件

☒ 亡くなった方の要件

亡くなった方が、次のいずれにも該当していなかった場合には、妻は寡婦年金を受け取ることができます。

- 1 障害基礎年金を受け取るための要件を満たしていたことがある（※）
- 2 老齢基礎年金を受け取ったことがある

（※）亡くなった方が障害基礎年金を請求していなかった場合も含みます。
この場合、亡くなった方の障害基礎年金について、妻は未支給年金として請求することが可能です。

☒ 亡くなった方の保険料納付要件

死亡日の前日において、死亡した月の前月までの第1号被保険者（任意加入被保険者を

寡婦年金



寡婦年金を受け取ることでできる間に、老齢厚生年金など他の年金を受け取る権利がある場合は、いずれか1つの年金を選択いただく必要があります。

寡婦年金と死亡一時金の両方を受け取るための要件を満たしている場合は、受け取る方の選択によって、どちらか片方のみを受け取ることができます。

No.7-1 保険料納付済期間、保険料免除期間

寡婦年金

☑ 保険料納付済期間

保険料納付済期間とは？

- ・第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた期間
- ・国民年金に任意加入して保険料を納めた期間
- ・保険料免除期間について保険料を追納した期間
- ・保険料未納期間について保険料を後納した期間
- ・時効消滅不整合期間について保険料を特例追納した期間

☑ 保険料免除期間

保険料免除期間とは、保険料の納付義務が免除または猶予された期間をいいます。

1. 保険料免除期間

① 法定免除

法律に定められている要件に該当する方が対象となります。

➡ 加免-No.18

② 申請免除

本人・世帯主・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な方が対象となります。

➡ 加免-No.16

2. 納付猶予期間

① 学生納付特例

本人の前年所得が一定額以下の学生が対象となります。家族の所得は考慮されません。

➡ 加免-No.17

② 若年者納付猶予

20歳以上30歳未満の方（学生を除きます）で、

本人・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の方が対象となります。
世帯主の所得は考慮されません。

➡ 加免-No.16

期間



No.8-1 生計維持・同一関係とは

寡婦年金

妻の生計維持・同一関係の認定要件

妻と亡夫が、死亡日において生計を同一にしており、妻の収入または所得が一定金額未満であることなどが必要です。具体的には次の要件を共に満たす必要があります。

生計同一
要件
いずれか

- ① 死亡日において妻が亡夫と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日において妻が亡夫と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日において妻と亡夫の住所が住民票上異なっていたが、妻が次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
 - (i) 亡夫から生活費、療養費等の経済的な援助を受けていたこと
 - (ii) 亡夫との間に定期的に音信、訪問があったこと

かつ

収入要件
いずれか

- ① 死亡日において妻の前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあっては、前々年の収入）が年額850万円未満であったこと
- ② 死亡日において妻の前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であったこと
- ③ 死亡日において妻の一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記①または②に該当したこと
- ④ 前記の①、②または③に該当しないが、死亡日において妻の定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満または所得が年額655.5万円未満となると認められたこと

生計維持



No.9-1 いくら？－年金額の計算－

☒ 妻が受け取る年金額（平成27年度の額）

死亡した夫が受け取ることができた老齢基礎年金額 × 4分の3

☒ 死亡した夫が受け取ることができた老齢基礎年金額

（平成27年度の額）

老齢基礎年金額
（満額）＝年額 780,100円（月額65,008円）

<死亡した夫の老齢基礎年金の計算式>

平成21年4月以後（から）の期間

$$780,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{全額免除月数}}{4} + \frac{4分の1\text{納付月数}}{5} + \frac{\text{半額納付月数}}{6} + \frac{4分の3\text{納付月数}}{7}}{480\text{月}(40\text{年})}$$

平成21年3月以前（まで）の期間

$$780,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{全額免除月数}}{2} + \frac{4分の1\text{納付月数}}{3} + \frac{\text{半額納付月数}}{4} + \frac{4分の3\text{納付月数}}{5}}{480\text{月}(40\text{年})}$$

No.9-2 いくら？－年金額の計算－

☒ 注意点

寡婦年金を受け取ることのできる間に、老齢厚生年金など他の年金を受け取る権利がある場合は、いずれか1つの年金を選択いただく必要があります。

寡婦年金と死亡一時金の両方を受け取るための要件を満たしている場合は、受け取る方の選択によって、どちらか片方のみを受け取ることができます。

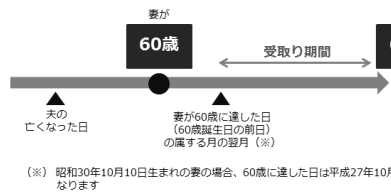


No.10-1 いつからいつまで受け取れる？

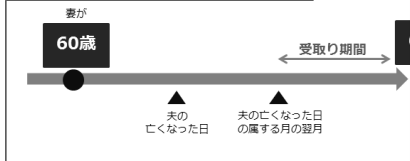
寡婦年金

☒ いつから受け取れる？

例1：夫の亡くなった日に妻が60歳を超えていない場合



例2：夫の亡くなった日に妻が60歳を超えていた場合



No.10-2 いつからいつまで受け取れる？

寡婦年金

☒ いつまで受け取れる？

寡婦年金は、亡くなった方の妻の状況の変化により受け取れなくなります。

寡婦年金は、亡くなった方の妻の状況の変化により受け取れなくなります。

妻の状況

下記の状況のいずれかに該当したときは、その翌月から年金が受け取れなくなります。

- 1 65歳に達したとき (65歳誕生日の前日) (※)
- 2 亡くなったとき
- 3 婚姻 (事実上の婚姻関係を含む) をしたとき
- 4 直系血族、直系姻族以外の者の養子となったとき
- 5 老齢基礎年金の繰上げ請求を行ったとき

(※) 昭和25年10月10日生まれの場合、65歳に達したときは平成27年10月9日となります

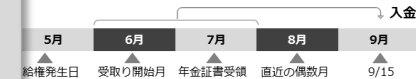
No.10-3 いつからいつまで受け取れる？

☒ いつから入金されるか

<最初の入金>

初回受取り分は、偶数月または奇数月の15日 (または前営業日) に入金されます。最初に受け取れるのは、受取り開始月から直近の偶数月の前月分までです。

例：受給権を5月に取得し、最初の入金が9月である場合

受取り開始月の6月から直近の偶数月の前月までの2ヵ月分の年金額 (6月分、7月分の年金額) が9月15日に入金されます。
※ 年金証書受領時期によっては、入金日が前後することがあります。

<通常の入金>

偶数月の15日に入金されます。土曜日、日曜日、休日の場合はその直前の営業日に入金されます。

例：8月分と9月分の入金

10月15日に年金が振り込まれます。



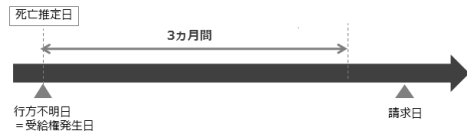
No.11-1 死亡の推定と失踪宣告

寡婦年金

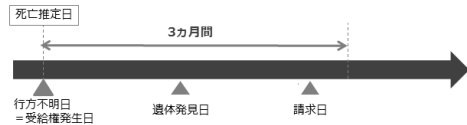
☑ 死亡の推定

船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明等となった際、ともに行方不明となった方の生死が3ヵ月間分からない場合または死亡が3ヵ月以内に明らかになり、死亡の時期が分からない場合には、その船舶または航空機が沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった日に、その方は、**死亡したもの**と推定します。

3ヵ月間生死が分からない場合



3ヵ月以内に死亡が明らかになったが、死亡の時期が分からない場合



※ 東日本大震災により行方不明となった際、行方不明となった方の生死が3ヵ月間分からない場合または死亡が3ヵ月以内に明らかになり、死亡の時期が分からない場合には、船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった際と同様に取り扱います。

死亡推定

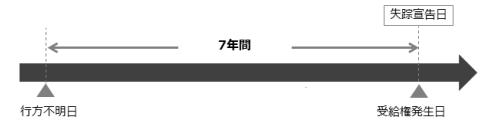
No.11-2 死亡の推定と失踪宣告

寡婦年金

☑ 失踪宣告

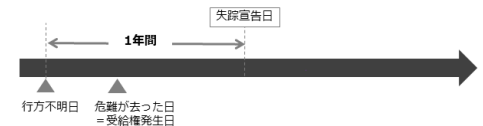
普通失踪

行方不明日から7年が経過した日が死亡日とみなされます。



特別失踪

特別失踪（船舶、航空機、東日本大震災は除く）に該当する場合は、危難が去った日が死亡日とみなされます。



☑ 要件判定日

	死亡の推定	普通失踪	特別失踪
亡くなった方の保険料納付要件	行方不明日	行方不明日	
生計維持関係		失踪宣告日	危難が去った日
身分関係			
年齢			



No.12-1 交通事故等による死亡の場合の支給停止期間

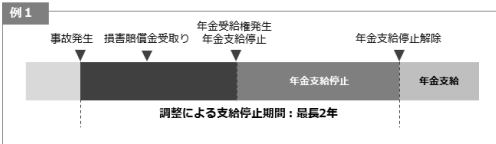
寡婦年金

損害賠償を受けた時は、年金が一定期間受け取れなくなります。

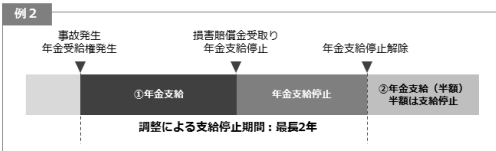
☒ 受け取れなくなるケース

年金支給の停止は、事故発生日からです。

1. 損害賠償金受取り後に寡婦年金の受取りが開始した場合
支給停止期間が終了するまで支給が停止されます。



2. 寡婦年金の受取りが開始した後に、損害賠償金の受取りがあった場合
損害賠償金を受け取った時から支給停止期間が終わるまで年金支給が停止されます。
その後、②の額が①の額に達するまで年金額の半額が停止されます。

☒ 支給停止される金額

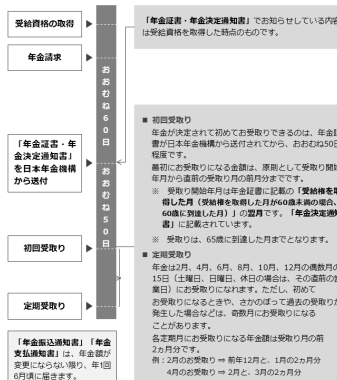
損害賠償金のうち、生活補償費に相当する金額のみ対象です。
慰謝料、医療費などは対象外です。



No.13-1 請求後の流れ

年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。



No.13-2 請求後の流れ

年金証書・年金決定通知書

No.13-3 請求後の流れ

年金額決定通知書

年金額改定通知書

統合通知書

No.13-4 請求後の流れ

年金支払通知書

Guide ～お手続きガイド解説～

Guide ～お手続きガイド解説～

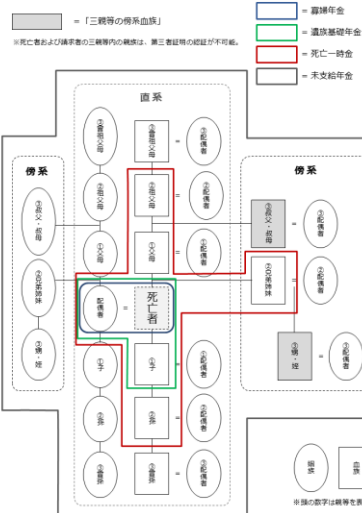
[illegible]

	請書等記入例 - 必要書類を含む - 申請書 記入例 事業関係に関する申請書 事業関係に関する申請書 1. どのような事業活動の計画を提出しようとするのか、申請書に添付の申請書用紙を記入するよう 関係者の意見が示すか？ (印字) (A4K) 2. 上述の「1」に添付した申請書に、次の事項を記入する必要があるか？ ① どのような活動の計画を提出しようとするのか、申請書に添付の申請書用紙を記入するよう示すか？ ② 申請書に添付の申請書用紙を記入する必要があるか？ 3. どのような事業活動の計画を提出しようとするのか、申請書に添付の申請書用紙を記入する必要があるか？ ① どのような活動の計画を提出しようとするのか、申請書に添付の申請書用紙を記入するよう示すか？ (印字) (A4K) ② 申請書に添付の申請書用紙を記入する必要があるか？ (印字) (A4K) ③ どのような活動の計画を提出しようとするのか、申請書に添付の申請書用紙を記入する必要があるか？ (印字) (A4K)
--	---

死亡一時金・寡婦年金

Guide ～お手続きガイド解説～

遺族（請求者）の範囲



年齢早見表（平成27年1月1日～12月31日）

昭和(年)	西暦(年)	年齢	昭和(年)	西暦(年)	年齢	昭和(年)	西暦(年)	年齢
大正14	1925	90	昭和30	1955	60	昭和60	1985	30
大正15	1926	89	昭和31	1956	59	昭和61	1986	29
昭和元	1926	89	昭和32	1957	58	昭和62	1987	28
昭和2	1927	88	昭和33	1958	57	昭和63	1988	27
昭和3	1928	87	昭和34	1959	56	昭和64	1989	26
昭和4	1929	86	昭和35	1960	55	平成2	1990	25
昭和5	1930	85	昭和36	1961	54	平成3	1991	24
昭和6	1931	84	昭和37	1962	53	平成4	1992	23
昭和7	1932	83	昭和38	1963	52	平成5	1993	22
昭和8	1933	82	昭和39	1964	51	平成6	1994	21
昭和9	1934	81	昭和40	1965	50	平成7	1995	20
昭和10	1935	80	昭和41	1966	49	平成8	1996	19
昭和11	1936	79	昭和42	1967	48	平成9	1997	18
昭和12	1937	78	昭和43	1968	47	平成10	1998	17
昭和13	1938	77	昭和44	1969	46	平成11	1999	16
昭和14	1939	76	昭和45	1970	45	平成12	2000	15
昭和15	1940	75	昭和46	1971	44	平成13	2001	14
昭和16	1941	74	昭和47	1972	43	平成14	2002	13
昭和17	1942	73	昭和48	1973	42	平成15	2003	12
昭和18	1943	72	昭和49	1974	41	平成16	2004	11
昭和19	1944	71	昭和50	1975	40	平成17	2005	10
昭和20	1945	70	昭和51	1976	39	平成18	2006	9
昭和21	1946	69	昭和52	1977	38	平成19	2007	8
昭和22	1947	68	昭和53	1978	37	平成20	2008	7
昭和23	1948	67	昭和54	1979	36	平成21	2009	6
昭和24	1949	66	昭和55	1980	35	平成22	2010	5
昭和25	1950	65	昭和56	1981	34	平成23	2011	4
昭和26	1951	64	昭和57	1982	33	平成24	2012	3
昭和27	1952	63	昭和58	1983	32	平成25	2013	2
昭和28	1953	62	昭和59	1984	31	平成26	2014	1
昭和29	1954	61						

年金相談窓口のご確認

年金のご相談

問い合わせ先	相談番号 (FAX番号)	受付時間
〇〇年金事務所	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
街角の年金相談センター	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
ねんきんダイヤル	0570-05-1165	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
〇〇市区町村窓口	00-0000-0000 (00-0000-0000)	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時

年金額の推移

項目	年 月	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
基礎年金		792,100円 (792,100円×1.000%) 200円×1割付点数	798,900円 (798,900円×1.000%) 200円×1割付点数	805,700円 (805,700円×1.000%) 200円×1割付点数	812,500円 (812,500円×1.000%) 200円×1割付点数	819,300円 (819,300円×1.000%) 200円×1割付点数
厚生年金		992,100円	998,100円	1,004,100円	1,010,100円	1,016,100円
国民年金		792,100円	798,900円	805,700円	812,500円	819,300円
子の加算(1人)		227,900円	227,900円	228,300円	228,700円	229,100円
3人加算		75,900円	75,900円	75,400円	74,900円	74,400円
子の加算(2人)		1,020,000円	1,025,900円	1,031,800円	1,037,700円	1,043,600円
子の加算(3人)		1,247,900円	1,247,900円	1,239,100円	1,230,300円	1,221,500円
3人加算		75,900円	75,900円	75,400円	74,900円	74,400円
子の加算(4人)		792,100円	798,900円	805,700円	812,500円	819,300円
子の加算(5人)		1,020,000円	1,025,900円	1,031,800円	1,037,700円	1,043,600円
3人加算		75,900円	75,900円	75,400円	74,900円	74,400円
遺族年金		120,000円	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円
遺族基礎年金		145,000円	145,000円	145,000円	145,000円	145,000円
遺族厚生年金		170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円
遺族国民年金		225,000円	225,000円	225,000円	225,000円	225,000円
遺族厚生年金		270,000円	270,000円	270,000円	270,000円	270,000円
遺族厚生年金		320,000円	320,000円	320,000円	320,000円	320,000円

死亡を原因とした給付

遺族基礎年金 お手続きガイド

☒ 手続きに必要な要件などのご確認
遺族基礎年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

☒ 年金の受取り内容のご確認
遺族基礎年金の年金額などをご確認いただきます。

☒ 年金額はいくら？

☒ いつからいつまで？

☒ 請求書類のご準備
請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

☒ 必要書類リスト

☒ 請求書類のご提出と重要事項のご確認
請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

☒ 説明事項のご確認

紫

未支給年金 お手続きガイド

☒ 手続きに必要な要件などのご確認
未支給年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

☒ 年金の受取り内容のご確認
未支給年金の年金額などをご確認いただきます。

☒ 請求書類のご準備
請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

☒ 必要書類リスト

☒ 請求書類のご提出と重要事項のご確認
請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

☒ 説明事項のご確認

黄緑

死亡一時金、寡婦年金 お手続きガイド

☒ 手続きに必要な要件などのご確認
死亡一時金、寡婦年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

☒ 年金の受取り内容のご確認
死亡一時金、寡婦年金の年金額などをご確認いただきます。

☒ 死亡一時金

☒ 寡婦年金

☒ 請求書類のご準備
請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

☒ 必要書類リスト

☒ 請求書類のご提出と重要事項のご確認
請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

☒ 説明事項のご確認

グレー

